平成２３年（フ）第４２３４号
大阪市大正区泉尾７丁目15番23号
債務者　國吉　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４３号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号　ボ・ドーム大念仏
債務者　辻　久美子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４９号
大阪市平野区長吉六反１丁目３番15号
債務者　森田　佐知（旧姓二本柳）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５０号
大阪市淀川区十三東４丁目３番23号　調和マンション305
債務者　森　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５６号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目12番３号メゾンパルテールⅡ　207号
債務者　坂田　英樹
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８号
岡山県英田郡西粟倉村大字坂根359番地１
債務者　越智　一義
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第７９号
岡山県美作市三倉田1013番地
債務者　岡田　明美（旧姓西川・河口）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第４４３号
申立代理人事務所東京都新宿区西新宿７―９―７ニッカビル２階　沢辺法律事務所、旧住所埼玉県新座市野火止５丁目１番20号　ＵＲＶＡＮビル201号室
破産者　庄司　千揚
1　主文　平成23年６月20日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「埼玉県新座市野火止５丁目１番20号　ＵＲＶＡＮビル201号室」とあるのを、「申立代理人事務所東京都新宿区西新宿７―９―７ニッカビル２階　沢辺法律事務所、旧住所埼玉県新座市野火止５丁目１番20号　ＵＲＶＡＮビル201号室」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２２４５号
福岡県太宰府市通古賀５丁目11番17号、開始決定時の住所福岡県筑紫野市大字永岡247番地１　エバーライフ・リオ筑紫野２―301号
破産者　髙野　修二
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２３５０号
札幌市北区北11条西４丁目１番地42
破産者　ケー・エスフォーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢43番地197
破産者　有限会社藤倉設備工業
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５０号
三重県桑名市三之丸49番地の１
破産者　株式会社杉山コンテック
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５７２８号
大阪府東大阪市荒川２丁目10番３号
破産者　株式会社ピエモンテ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９５号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　五嶋青果株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２号
兵庫県宝塚市伊孑志４丁目２番68―103号
破産者　大豊エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３４号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1780番地10
破産者　有限会社ユー・アイ・ビルド
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
新潟市西区善久699番地
破産者　小野塚印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部